

令和3年6月9日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

十勝地域『十勝エリアにおける「新たな旅のスタイル」に対応したコンテンツ開発事業』
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日ごろから格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

十勝地域

『十勝エリアにおける「新たな旅のスタイル」に対応したコンテンツ開発事業』

2. 事業目的

新型コロナウイルス感染症によって観光客及び観光需要が激減している中で新型コロナウイルス感染症収束後にインバウンドを呼び込む際にも、ウィズコロナ時代として求められる感染症対策等の安心・安全を提供できる体制・コンテンツが必要となると思われるが、現状として、その「新たな旅のスタイル」に対応したコンテンツが不足している。「新たな旅のスタイル」に対応するべく、十勝地域の魅力である「食」「アウトドア」「リラクゼーション」に焦点を当て、既存の体験・滞在コンテンツの磨き上げや3密を回避できる新たなコンテンツの開発を行うことに加え、バスやレンタカー等の二次交通事業者と連携し、交通手段を組み込んだツアー等を開発することで、観光客が安心して安全に十勝の「食」「アウトドア」「リラクゼーション」を楽しめる、広域での旅行商品造成に取り組む。

また、令和3年度においては新型コロナウイルス感染拡大状況に応じ、弾力的に取り組んでいく。

- ・地域WSの実施
- ・コンテンツ開発及び磨き上げ・商品造成
- ・造成商品のOTA掲載

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日（予定）

4. 委託事業者向け事業説明会

新型コロナウイルス感染症対策として事業説明会は実施しない。質疑についてはメールにて受付け、回答とする。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 高橋
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail： m_takahashi@visithkd.or.jp

『十勝エリアにおける「新たな旅のスタイル」に対応したコンテンツ開発事業』
企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症によって観光客及び観光需要が激減している中で、収束後にインバウンドを呼び込む際にも、ウィズコロナ時代として求められる感染症対策等の安心・安全を提供できる体制・コンテンツが必要となると思われるが、現状として、その「新たな旅のスタイル」に対応したコンテンツが不足している。

「新たな旅のスタイル」に対応するべく、十勝地域の魅力である「食」「アウトドア」「リラクゼーション」に焦点を当て、既存の体験・滞在コンテンツの磨き上げや3密を回避できる新たなコンテンツの開発を行うことに加え、バスやレンタカー等の二次交通事業者と連携し、交通手段を組み込んだツアー等を開発する。

観光客が安心して安全に十勝の「食」「アウトドア」「リラクゼーション」を楽しめる、広域での旅行商品造成に取り組み、ウィズコロナ・アフターコロナを意識したコンテンツの開発及び磨き上げ・商品造成、造成商品のOTA掲載を実施することで、今後求められる「新しい旅のスタイル」に対応した受入環境の整備を図り、国内外からの観光客の十勝地域での滞在時間増加を目指す。

2. 事業対象地域

十勝地域（帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町）

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札

への参加を除外されていないこと。

⑥ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

⑦ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

6月9日(水) 企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始

6月16日(水)17:00 企画提案参加表明締切

6月30日(水)15:00 企画提案書の提出期限

7月上旬 企画提案の審査、委託事業者決定

7月上旬～中旬 委託決定事業者による地域での事業説明会開催および契約締結・業務開始

令和4年3月10日(木)予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

※新型コロナウイルス感染状況を鑑みて企画提案事業説明会を開催せず、質疑については公示開始日より3営業日後の15:00までメールでの受け付け、回答とする。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月16日（水） 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：高橋）

TEL 011-231-0941 Email: m_takahashi@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

8. 委託業務内容

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は観光庁の令和3年度「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【地域連絡先】は、十勝総合振興局 商工労働観光課 庄司主事(主担)、杉浦係長(副担)

TEL0155-27-8538

《メインターゲット：台湾》

《ターゲット属性：20～40代、少人数団体・家族、個人手配、アクティビティに関心が強い》

(1) 滞在コンテンツ造成事業

- ① 管内自治体及び関係事業者を対象としたWSにて、開発したいコンテンツを提案し、各自治体の事業者と連携して、コンテンツの開発・磨き上げを実施する。
- ② ターゲットとしている台湾に対してwebアンケートを実施し、開発・磨き上げたコンテンツの内容に関する意見を収集することで、更なるブラッシュアップを行う。(年齢、性別、居住地域などの回答者属性及び料金帯、体験にかかる時間、移動手段、コンテンツのボリューム感、ツアーへの組み込みを希望するコンテンツ等の希望に関するアンケートを想定)
- ③ アンケート結果を基に、WSにて各自治体から提案のあった観光コンテンツについて検討・検証し、新たな旅のスタイルに対応した商品造成を図る。

《コンテンツ開発例》

- ① ファットバイクを活用したナイトツーリングなどの夜間コンテンツ
- ② 十勝管内を拠点とし、レンタサイクルにて近隣のアクティビティ体験施設等を回るツアー
- ③ キャンプやファーム体験等を組み込んだアドベンチャーツーリズムを意識した周遊ツアー
- ④ 「新たな旅のスタイル」に対応した新規コンテンツと併せて空港又は駅からの二次交通の移動手段(貸切バスや観光タクシー、レンタカー)を組み込んだ周遊ツアー

(2) 旅行商品流通環境整備事業

旅の行先を選定するツールとしてのOTA利用が主流になる事を想定し、商品造成及び販売に意欲的なOTA、旅行会社を選定し、商品の造成と掲載を行う。

- ① 台湾市場に強みを持っており、個人向けの日帰りツアーやオプションツアーを取り扱っている。
- ② 造成したコンテンツをメインとしたツアー商品の掲載を予定する事業者。

(3) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：・WS 開催回数 3回、参加者数計 120名(2022年3月)

・webアンケート サンプル数 600サンプル以上(2022年3月)

・WS・webアンケート意見反映によるコンテンツ開発数 6件、磨き上げコンテンツ数 18件(2022年3月)

アウトカム：・掲載行商品の利用者数 480名(2022年3月)

・掲載旅行商品のPV数 5,000PV(2022年3月)

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：・R3年度に造成した商品の掲載数 6件

アウトカム：・掲載旅行商品の利用者数 480名(2022年3月)

・掲載旅行商品のPV数 5,000PV(2022年3月)

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

(5) 遵守するガイドライン

北海道スタイルの実践

「北海道スタイル」とは、国が示している新たな生活様式の北海道内での実践に向け、新たなライフスタイルやビジネススタイルにおける各取組を可視化したものであり、道内各事業者においては「北海道スタイル安心宣言」として、感染対策として実践している取組を施設等に掲示し、安心して利用してもらえるよう取り組んでいる。

- ① 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン

- ② 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ③ ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
- ④ 農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ⑤ バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- ⑥ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ⑦ タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- ⑧ レンタカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- ⑨ アクティビティツアー向け新型コロナウイルス対策ガイドライン

9. 予算上限額

9,660 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

②日本円での記載を原則とすること

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部（担当：高橋）

TEL 011-231-0941 Email: m_takahashi@visithkd.or.jp

(3) 提出期限 令和3年6月30日（水） 15:00

(4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。（ただしデータのみ提出は認めない。（1）に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。）

13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

(1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。

(2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

(3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。

(4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。

(5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。

(6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。

(7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

※なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡する。

14. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 本事業は観光庁が令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活

用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上